

平成28年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第3回就労支援専門部会

平成29年1月24日(火)
文京シビックセンター3階 AB会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 実習について

実習のニーズの整理、分類 【資料第1号】

実習の方向性について 【資料第2号】

業務サポート室(文京区チャレンジ雇用)の紹介

(2) 支援者の企業実習について

トヨタグループ株式会社からのご報告

文京区での支援者の企業実習企画について

(3) 中小企業等障害者雇用体験助成事業について 【資料第3号】

(4) その他

3 タイプの実習

	採用前提 の事前実習	① 企業就労を 目指す人の実習	企業就労を目指していない人の実習		
			② 作業系	③ ゆたかな人生系	
企業での 実習	ミスマツチ をなくすた めの実習	チャレンジ アセスメント 適職さがし	見学・少し体験 (成功体験・自信、興味)	— ※社会見学など	
区役所での 実習	—	チャレンジ アセスメント 適職さがし	社会参加 高い工賃 (達成感・やりがい)	体験の場 (ゆたかな人生) (社会参加)	

(ポイント)

※それぞれのマトリックスの中でも難易度が、高い…低いがある。

※それぞれのマトリックスの中でも、作業の種類がある。

実習の分類

① 企業就労を目指す人の実習

…就労を想定しチャレンジ、適職探し（自分の適性を知る）、支援者のアセスメント

② 企業就労を目指していない人の実習（作業系）

…社会参加、高い工資（達成感・やりがい）

③ 企業就労を目指していない人の実習（ゆたかな人生系）

…体験の場（ゆたかな人生体験）

※実習を行う目標を、事前と一緒に考え確認することが体験の内容を深める。

※実習をより貴重な体験にするためには、フィードバックが重要。

※事前の目標に対してのふりかえりが次につながる。

文京区各種実習の実施状況について

1 庁内インターンシップ

障害者の区役所業務体験による就労意欲の喚起を図るとともに、職員の障害者に対する理解を深めることを目的とする。また、実習生に対し、職業準備訓練手当金（日額1,000円）を支給する。

	H28	H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21	H20
実施課	5課	3	4	7	7	8	4	7	7
日数	11日	10	15	27	25	41	20	33	20
延人数	30人	44	53	86	74	117	45	73	50

※ 28年度は12月末時点。

2 企業実習

障害者の雇用の拡大を図ることを目的とし、企業等において職場体験・訓練等を行う際に、実習生に対し、職業準備訓練手当金（日額1,000円）を支給する。

	H28	H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21	H20
人数	22人	22	43	24	21	16	16	5	—
日数	142日	171	202	131	110	97	84	40	—

委託訓練

	H28	H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21	H20
人数	—	—	4人	6	4	8	6	1	—
日数	—	—	111日	214	110	262	126	2	—

※ 28年度は12月末時点。委託訓練に対する手当金は26年度末で終了。

3 中小企業雇用助成

障害者雇用の実績がない又は現在障害者を雇用していない区内中小企業等の事業主に対し、障害者雇用体験及び障害者雇用体験に係る障害者の雇用に要する費用の一部を助成することによって、障害者雇用の拡大を図るとともに、障害者理解の促進を目的とする。

	H28	H27	H26	H25	H24
体験雇用	0人	0	1	1	0
体験後 正式雇用	0人	0	1	0	0

※ 28年度は12月末時点。

4 有償ボランティア（29年度新規重点施策事業）

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、障害者のボランティア参加を促進する。障害者の社会参加の機会を促進するとともに、各種スポーツ競技を身近に体験する機会を創出する。また、ボランティア謝礼として2,000円を支給する。

〔28年度トライアル実施実績〕

No	開催日	行事	参加人数
1	8月5日（金）	男子サッカーパブリックビューイング	利用者3人・支援員1人
2	8月8日（月）	男子サッカーパブリックビューイング	利用者8人・支援員2人
3	10月22日（土）	ブラインドサッカー	利用者5人・支援員2人
4	12月4日（日）	文京地域支援フォーラム「劇場って楽しい！！」	利用者2人・支援員2人
5	1月28日（土）	パイオニア身体で聴こう音楽会	利用者2人・支援員1人

「中小企業等障害者雇身体験助成」及び「就労支援評価実習謝礼」の見直しについて

28年度

事業名	中小企業等障害者雇身体験助成	就労支援評価実習謝礼
内容	障害者雇用の実績がない又は現在障害者を雇用していない区内中小企業等の事業主に対し、障害者雇身体験及び障害者雇身体験に係る障害者の雇用に要する費用の一部を助成する。 雇身体験の実施日数が3日又は4日の場合 15,000円 雇身体験の実施日数が5日以上の場合 30,000円 雇身体験後正式雇用した場合 60,000円	企業等において職業準備訓練等（職場能力見極め実習、職業体験及び職業準備訓練）を実施したとき、協力機関に対して謝礼金を支払う。 利用者一人につき 1日4,000円（上限40日）
計上科目	中小企業障害者雇用助成	障害者就労支援事業

29年度（案）

事業名	中小企業等障害者雇身体験助成	就労支援評価実習謝礼
内容	区内中小企業（従業員数300人以下の事業所）の事業主に対し、障害者雇身体験及び障害者雇身体験に係る障害者の雇用に要する費用の一部を助成する。 雇身体験の実施日数1日2～4時間未満 〇〇〇〇円/時間 雇身体験の実施日数1日4時間以上 〇〇〇〇円/時間 ※1日あたりの時間は2時間から、上限日数あり 雇身体験後正式雇用した場合 〇〇〇〇円	—
計上科目	中小企業障害者雇用助成	—

〈効果〉

現在の「就労支援評価実習謝礼」は、企業規模に拘わらず支給しており、障害者雇用に対する促進効果は低い。

一方、「中小企業等障害者雇身体験助成」は、3日以上の雇身体験から対象とした制度であり、障害者雇用の実績のない中小企業にとってハードルが高いものとなっている。事業を統合し、対象を中小企業に限定及び1日2時間からの体験も対象とすることで、使い勝手をよくし、中小企業における障害者雇用促進の誘導施策として対外的に発信する。

(背景)

- ・助成事業が使われていない。
- ・中小企業の障害者雇用が進まない。(文京区は特に低い)
(理由として)
 - これまで雇用の経験がない。
 - 社内でサポートする人がつけられない。
 - 会社の規模等の条件から仕事の切出しが難しい。
 - 大企業に比べ募集において不利。(求職者の大企業志向)

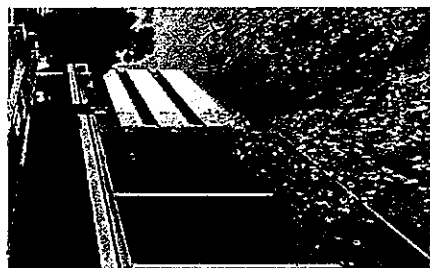
(変更のポイント)

- ・地域の中小企業を地域の福祉作業所が支える関係がつかれないか。
- ・地域の福祉作業所を中心とした地元での実習先、職場開拓。
- ・地域の福祉作業所と中小企業の出会いのきっかけ作りを支援するような制度。
- ・アルバイトや受注作業など、地域貢献、人手不足等、お互いのWIN・WINの関係作りができないか。
- ・主に、今後増加すると思われる精神障害者の方を想定。
- ・地域での精神障害者のリハビリテーションの展開として。

以上

支援体制

トヨタルーパスの支援体制



本社

支援員

4人

業務支援員

5人



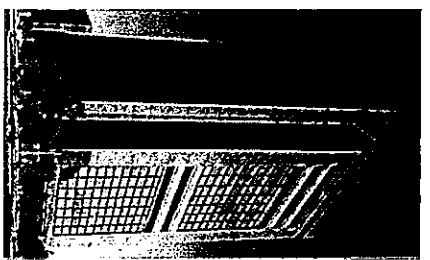
名古屋事業所

支援員

1人

業務支援員

1人



東京事業所

支援員

1人

■支援員及び業務支援員とは

支援員・・・福祉等にて障がい者支援経験があり、社会福祉士
精神保健福祉士、保健師等の国家有資格保持者
にて構成社員のマンタルケア・外部機関との連携を
中心に支援を行っています

業務支援員・・・ランツースランツース指導が必要な社員が、実作業で困ら
ないように工程専属でサポートを行っています

採用前提、福祉機関や障がい者雇用企業との連携等にて実施

期間：1週間程度から複数年まで様々

形態：インターシフト、受け入れ出向、嘱託雇用等

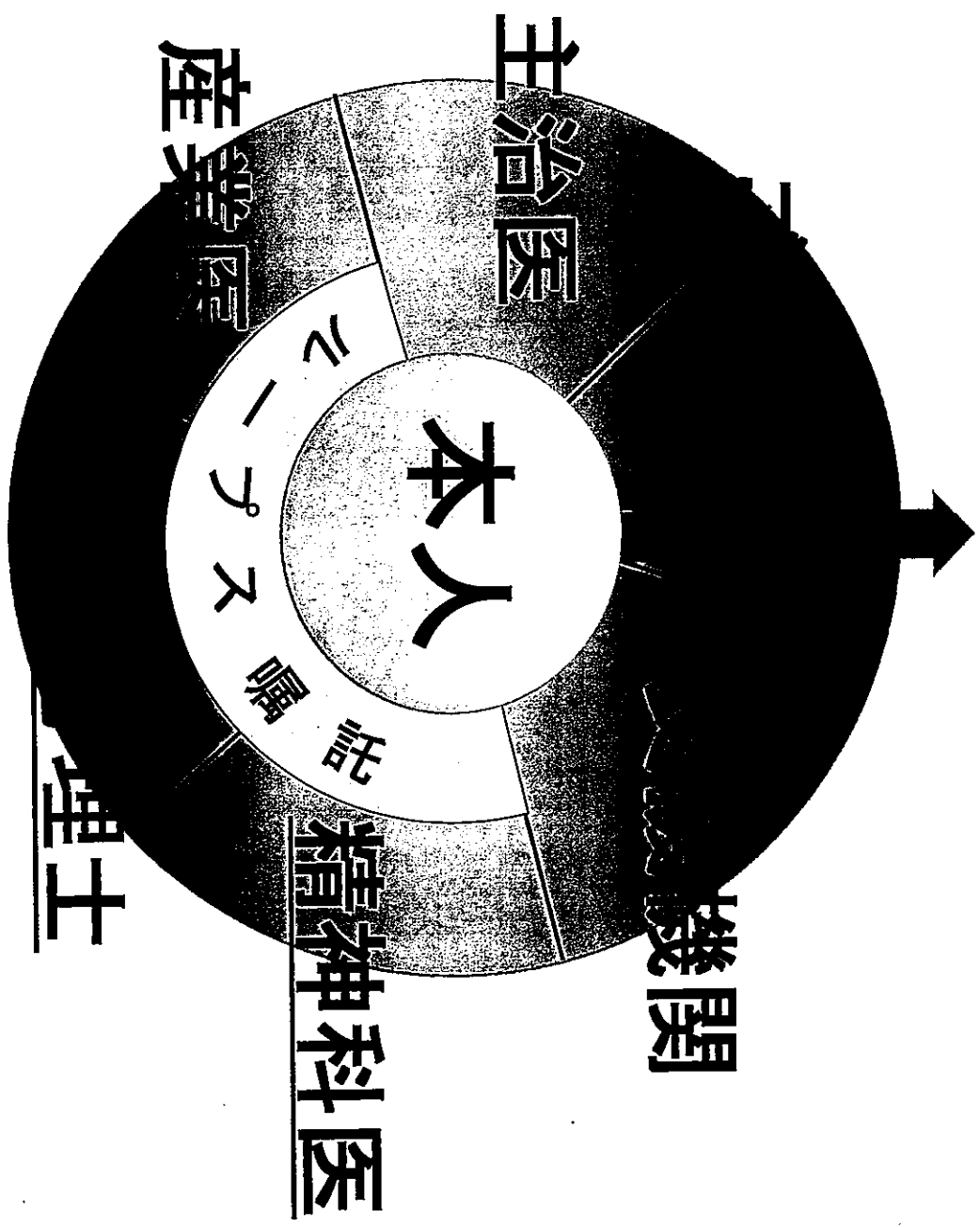
実施内容：業務支援：職場巡回、個別面談、ケース会議、支援機関
対応、カウンセリング対応

各種会議：支援Mtg、業務支援Mtg、安全衛生委員会
啓発・教育：入社研修、強化月間(安全衛生関連)対応
病院業務：検診対応、検診結果管理、産業医面談、
病院実習対応・出向者フォロー

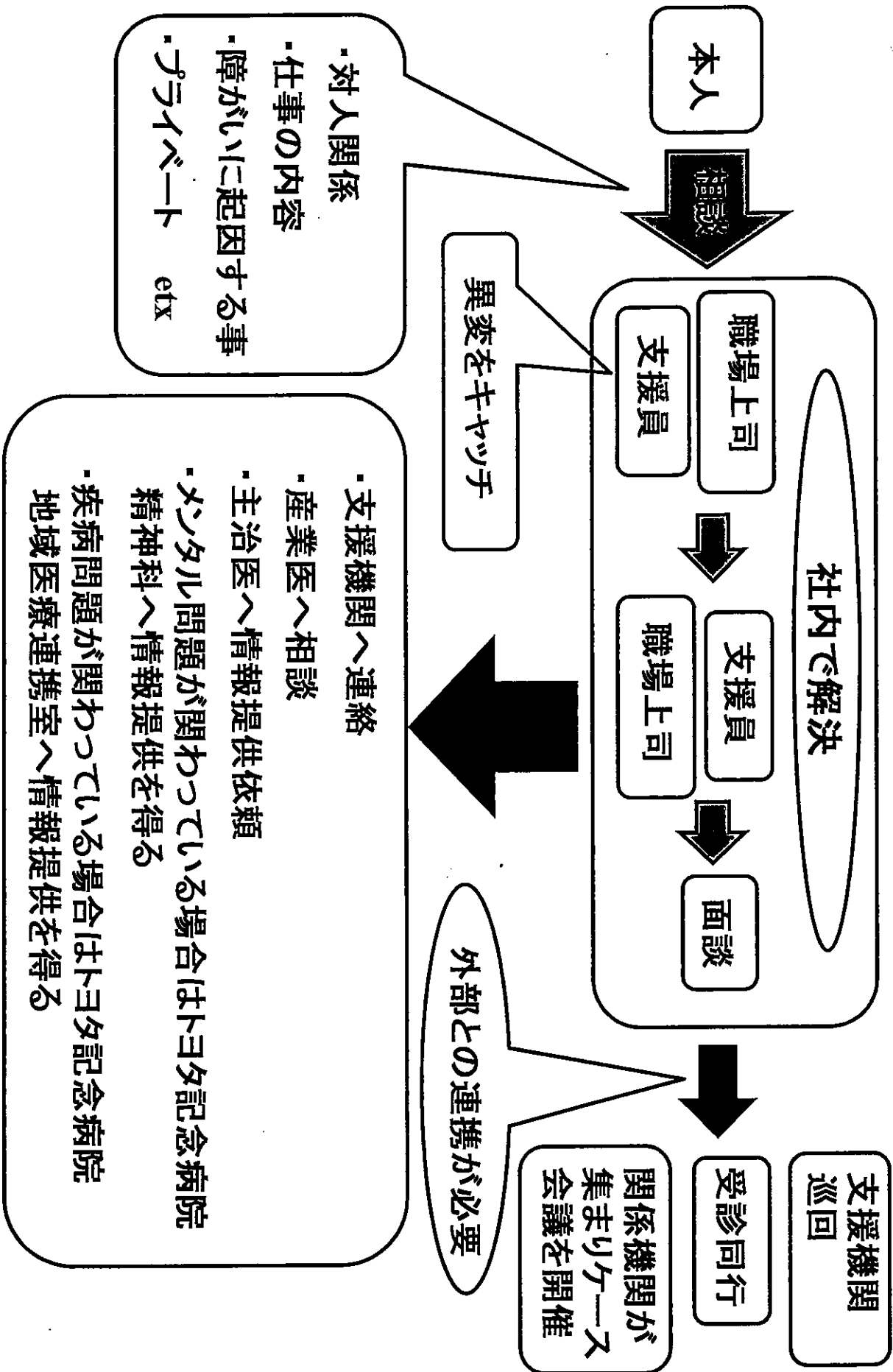
採用関連：業務支援相談

～ 支援体制 ～ 本人 家族 会社 外部機関 ～ (1) 職場 ～

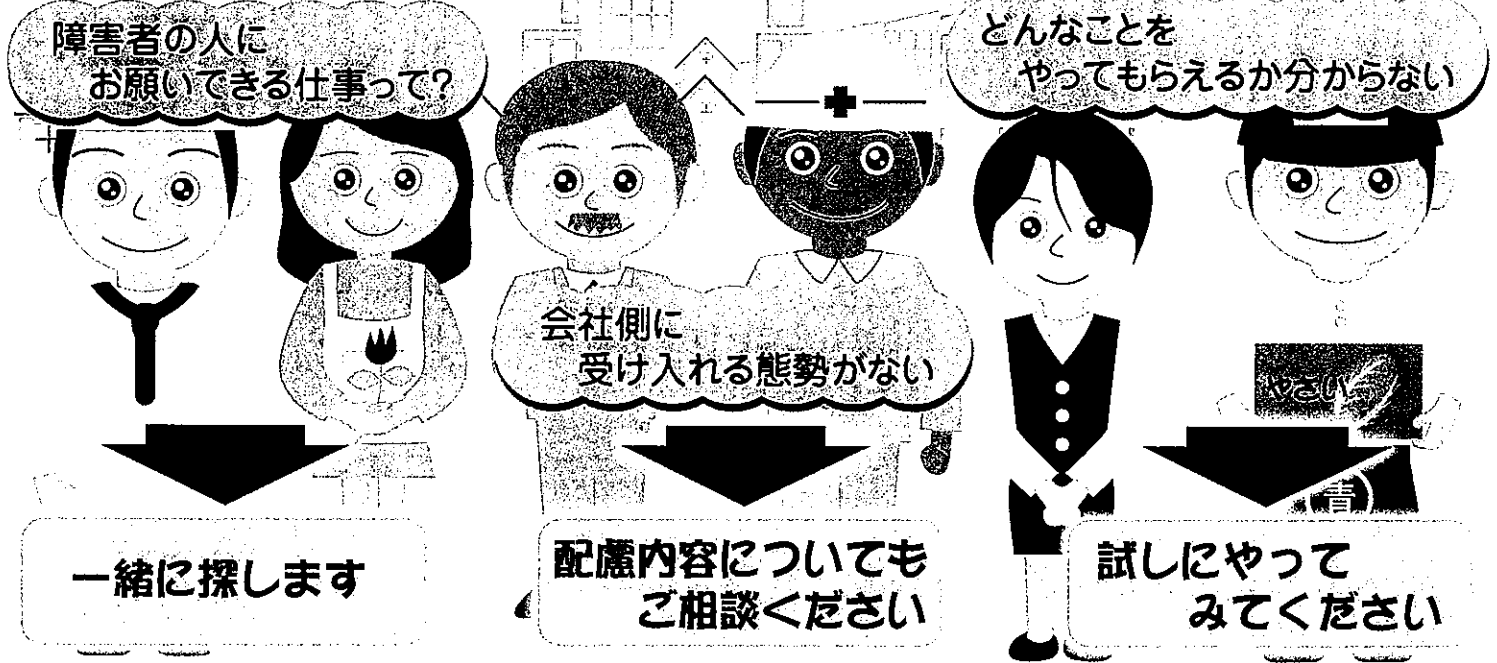
職場上司・支援員



支援者一人の取組の例



障害者の雇用を 体験してみませんか？



そこで！

文京区中小企業等障害者雇用体験助成事業

この事業は事業主の障害者雇用を支援するものです。現在障害者を雇用していない中小企業や商店に、試しに障害者が働く場を提供していただき、事業主の方々に障害者について知っていただく事業です。障害者が出来る仕事や必要な配慮についての相談など、初めの一歩から「障害者就労支援センター」がお手伝いします。

3日～4日の雇用体験の場合、15,000円
 5日以上 // // // 30,000円
 を事業主に助成します。

※事業主の賃金負担等はありません。(上記金額の助成及び障害者の方への保険加入・訓練手当の支給は文京区が行います。)
 ※「雇用体験」とは、いわゆるインターンシップ(実習生受入れ)と同様で、雇用関係にあるものではありません。

体験を経て、正式に雇用された場合は、
雇用促進奨励金
60,000円を支給します。

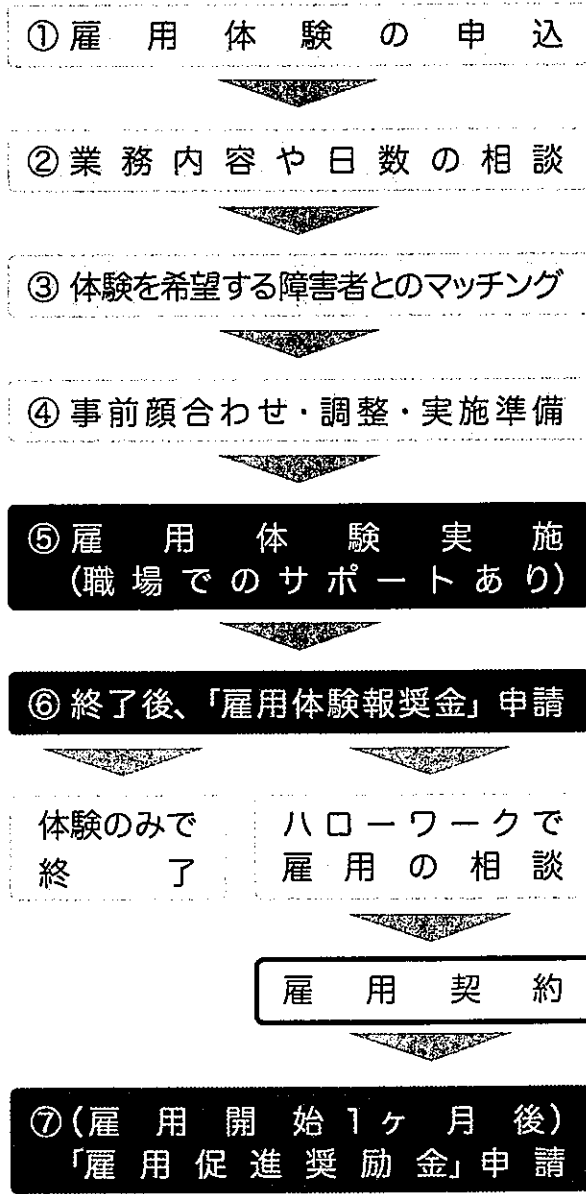
まずは、ご連絡下さい

文京区障害者就労支援センター
 〒113-0033 文京区本郷 4-15-14
 文京区民センター 1F
 Tel 03-5805-1600 / Fax 03-5805-1601

※平成28年4月から、「障害者差別解消法」が施行されました。また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、雇用の場では不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務となりました。
 ※この配布物は事業主が対象のものです。

文京区中小企業等障害者雇用体験助成事業

実施のながれ



障害者が働いている業務(例)

様々な職場の実例をアドバイスいたします！

- 会社
- ・文書シュレッダー
 - ・リサイクル品分別・コピー用紙補充
 - ・定型的な入力業務・書類のPDF化
 - ・ファイリング・伝票整理

- お店
- ・食器洗浄・商品陳列・店内清掃
 - ・袋づめ・値札つけ・チラシ配り
 - ・・・などなど

助成にあたっての事業主の要件

雇用体験報奨金 (3日以上の雇用体験実施の場合)

- ・現在、障害者を雇用していない。
- ・文京区内に就業場所がある。
- ・雇用保険に加入している。
- ・雇用体験実施前に文京区障害者就労支援センターに相談し、事業利用の申込みを行っている。
- ・この助成金を受けたことがない(同一年度内)。

雇用促進奨励金 (体験を経て正式採用した場合)

- ・「雇用体験」を経て、同一の障害者を継続的に雇用。
- ・1ヶ月以上雇用継続している。
- ・公共職業安定所を経由して雇用した。

●お申込み・ご相談

文京区障害者就労支援センター
TEL 5805-1600 / FAX 5805-1601

障害者雇用体験申込票 (このままFAX送信していただいても構いません)

事業所名	
担当部署・担当者名	
連絡先	